

新ひだか町工事施工成績評定要領

平成27年4月1日制定

令和3年4月1日一部改正

令和8年3月17日一部改正

(目的)

第1条 この要領は、新ひだか町が発注する建設工事に係る成績評定(以下「評定」という。)に必要な事項を定め、厳正かつ的確な評定の実施を図り、もって受注者の適正な選定及び指導育成に資すること並びに工事の品質の確保を図ることを目的とする。

(評定の対象)

第2条 評定の対象は、1件の当初設計金額が200万円を超える建設工事について行うものとする。ただし、町長が必要がないと認めたものについては、評定を省略することができる。

2 工事成績の評定は、工事の施工状況、目的物の品質等について行うものとする。

(評定者)

第3条 評定を行うもの(以下「評定者」という。)は、監督員(新ひだか町建設工事執行規則(平成18年規則第122号)第13条第1項に規定する工事監督員をいう。以下同じ。)及び検査員(新ひだか町請負工事検査要領(平成18年訓令第55号)第3条に規定する検査員をいう。以下同じ。)とする。

(評定の方法)

第4条 評定は、別に定める請負工事施工成績評定基準に基づき、工事ごと、評定者ごとに独立して的確かつ公正に行うものとする。特に監督員にあつては、当該工事を客観的に判断して評定し、さらに補助監督員を指名している場合は、その者の意見も参考にし、て評定するものとする。

2 評定は、監督員にあつては当該工事が完成したとき、検査員にあつては当該工事の検査を行ったときにそれぞれ行うものとする。

3 評定の結果は、請負工事施工成績評定書(別記様式第1号)に記録するものとする。

(評定の結果の通知)

第5条 町長は、速やかに、前条に規定する評定の結果を別記様式第2号により受注者に通知するものとする。

(評定の修正)

第6条 町長は、前条の規定による通知した後において、当該評定を修正する必要があると認める場合は、評定を修正し、速やかに、その結果を別記様式第2号により受注者に通知するものとする。

(説明請求等)

第7条 第5条及び前条による評定結果を通知するに当たっては、当該結果通知をした日の翌日から起算して10日(新ひだか町の休日を定める条例第1条に規定する休日を除く。以下同じ。)以内に、書面により、評定の内容について説明を求めることができる旨、併せて通知するものとする。

2 町長は、前項による説明を求められたときは、評定内容を審議の上、速やかに別記様式第3号により回答するものとする。

3 前項の規定により回答を受けた受注者は、説明に係る回答を受けた日(前項の回答書を送付した日の翌日とみなす。)から起算して10日以内に、町長に対して書面により、工事施工成績の再評定を申し出ることができる。

4 前項の申し出があったときは、評定者は、所属長と協議の上、再評定を行い、担当部長によりその評定を確定し、その結果を速やかに別記様式第4号により受注者に通知するものとする。

(評定表の取りまとめ)

第8条 町長は、当該年の4月1日から翌年3月末日までの間において完成した建設工事に係る評定表を資格ごとに取りまとめ、翌年4月末日までに当該資格の審査担当部長等に送付するものとする。

(要領及び評定結果の公表)

第9条 町長は、新ひだか町ホームページにおいて、この要領を公表するものとする。

2 町長は、新ひだか町ホームページにおいて、別記様式第5号により評定結果を公表するものとする。この場合において、公表期間は、公表した日の翌日から起算して2年が経過する日までとする。

3 前項の規定は、第6条の規定により評定を修正した場合について準用する。

(その他)

第10条 この要領に関し必要な事項は、町長が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

この要領は、令和8年3月17日から施行し、令和7年4月1日以降に入札等を執行する工事から適用する。

別記様式第1号

請負工事施工成績評定書								
決 裁 欄								
工事番号	第 号		工事名					
工事場所				工 期	当 初	年	月	日
当初契約年月日	年	月	日			最 終	年	月
変更契約年月日	年	月	日		年		月	日
契約金額	当初	金 円		完 成 年 月 日		年	月	日
	最終	金 円		完 成 検 査 年 月 日		年	月	日
請 負 人								
現 場 代 理 人 氏 名								
主 任 技 術 者 氏 名								
監 理 技 術 者 氏 名								
監 理 技 術 者 補 佐 氏 名								
監 督 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名				部	課			
検 査 員 所 属 ・ 職 ・ 氏 名				部	課			
評 定 点	① 工 事 監 督 員					点		
	② 工 事 監 督 員					点		
	③ 検 査 員 (部 分 ・ 中 間)					点		
	④ 検 査 員 (完 成)					点		
	⑤ 法 令 遵 守					点		
	⑥ そ の 他					点		
⑦ 合 計 評 定 点					点			
備 考								
項 目 別 評 定 表								
評 定 項 目		細 別			評 定 点 / 満 点			
1	施 工 体 制	I	施 工 体 制 一 般		/	点		
		II	配 置 技 術 者		/	点		
2	施 工 状 況	I	施 工 管 理		/	点		
		II	工 事 管 理		/	点		
		III	安 全 管 理		/	点		
		IV	対 外 関 係		/	点		
3	出 来 形 及 び 出 来 ば え	I	出 来 形		/	点		
		II	品 質		/	点		
		III	出 来 ば え		/	点		
4	工 事 特 性 (加 点 の み)	I	工 事 特 性		/	点		
5	創 意 工 夫 (加 点 の み)	I	創 意 工 夫		/	点		
6	社 会 性 等 (加 点 の み)	I	地 域 へ の 貢 献 等		/	点		
7	法 令 遵 守 等 (減 点 の み)				点			
8	そ の 他 (減 点 の み)				点			
評 定 点 合 計					/	点		
評 定 点					/	点		

第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

新ひだか町長 ⑩

請負工事施工成績評定の結果について

貴社が受注した工事の請負工事施工成績評定について、下記のとおり結果を通知します。

なお、評定の結果に疑問があるときは、当職に対して説明を求める事ができます。

この説明を求める場合は、 年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

1. 工事名
2. 工期 年 月 日～ 年 月 日
3. 完成検査年月日 年 月 日
4. 評定点 点
5. 修正評定点 点

(部 課 係)

(注)「5. 修正評定点」欄は、既に通知した評定点を修正する場合のみ記入し、それ以外の場合には当該欄を削除すること。

別記様式第3号

第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

新ひだか町長

印

請負工事施工成績評定の説明について (回答)

年 月 日付けで請求のありました工事施工成績の評定結果の説明は、
次のとおりです。

なお、評定の結果の説明に疑問があるときは、当職に対して工事施工成績の再評定の申し出をすることができます。

この再評定の申し出をする場合は、年 月 日までに、その旨を記載した書面を提出してください。

記

工 事 名	
評定結果の 説 明	
備 考	

(部 課 係)

別記様式第4号

第 号
年 月 日

受注者

商号又は名称

代表者氏名 様

(共同企業体の場合は企業体名を冠する)

新ひだか町長

印

請負工事施工成績の再評定の結果について

年 月 日付けで貴社から申し出のありました工事施工成績の再評定の結果は、次のとおりです。

記

1. 工事名
2. 再評価の結果

(部 課 係)

